



指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣第15号
指定の有効期間	令和7年10月30日から5年間
機関の名称	株式会社 国際確認検査センター
主たる事務所の住所	本社／東京都中央区京橋二丁目8番7号 大阪支店／大阪市中央区本町四丁目4番25号 九州支店／長崎県長崎市元船町14番10号
代表者氏名	代表取締役 大島 圭美
業務区域	日本全域
指定区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者 検定機関等に関する省令第15条各号に掲げる区分
取り扱う建築物等	全ての建築物、建築設備、工作物
実施する業務の態様	建築確認、計画通知、中間検査、 完了検査、仮使用認定